二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視等及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

三十三　第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三　火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。た